

27 October 2015

KPMG Japan tax newsletter

「財産債務調書」の提出制度



2015 年度税制改正前の制度のもとでは、確定申告書の提出義務があり、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2,000 万円を超える個人は、「財産及び債務の明細書」(その年の 12 月 31 日において有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載した明細書)を確定申告書に添付して提出することとされてきました。

2015 年度税制改正において国外転出時課税制度が創設されたことに伴い、所得税・相続税の申告の適正性を確保するため、この「財産及び債務の明細書」の記載内容を充実させる等の見直しが行われ、名称も「財産債務調書」と改められました。これは 2016 年 1 月 1 日から適用され、2015 年の所得税確定申告書の提出時には、新しい制度が適用されることになります。

このニュースレターでは、この「財産債務調書」提出制度の概要をお知らせいたします。

1. 「財産債務調書」の提出制度

(1) 提出基準の見直し

「財産及び債務の明細書」はこれまで所得税法に規定されていましたが、改正により、国内税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律において新たに「財産債務調書」として規定され、提出基準が以下のように見直されました。

改正前	その年分の所得金額が 2,000 万円超
改正後	以下の 2 つの基準を満たすこと ① その年分の所得金額が 2,000 万円超 ② その年の 12 月 31 日に有する財産の価額の合計額が 3 億円以上 又は その年の 12 月 31 日に有する国外転出特例対象資産 ^(*) の価額の合計額が 1 億円以上

(*) 「国外転出特例対象資産」とは、所得税法に規定する有価証券、匿名組合契約の出資の持分、未決済のデリバティブ取引・信用取引・発行日取引をいいます。

したがって、確定申告書の提出義務があり、改正後の2つの基準を満たす者は、その年の翌年3月15日までに「財産債務調書」を所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

この改正は、2016年1月1日以後に提出すべき「財産債務調書」について適用されます。

(2) 「財産債務調書」の記載事項

「財産債務調書」の記載事項は、「国外財産調書」(その年の12月31日に有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える個人(永住者のみ)が提出する調書)とほぼ同様です。たとえば、「財産及び債務の明細書」には記載を要しなかった、財産・債務の所在や国外転出特例対象資産の銘柄等・取得価額などの情報も記載が必要となります。なお、従前は「国外財産調書」においても取得価額は記載事項ではありませんでしたが、今回の改正により国外転出特例対象資産については取得価額も記載事項に加えられています。

平成 年 12 月 31 日分 財産債務調書						
財産債務を有する者		住所又は居所				
		氏	名			
財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	財産の価額又は債務の金額	備考
.	
.	
.	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の価額の合計額 ()円)						
財産の価額の合計額			債務の金額の合計額			

(国外転出特例対象資産の取得価額については、この調書の「財産の価額又は債務の金額」の欄の上段に記載することとされています。)

なお、「財産債務調書」の提出に当たっては、「財産債務調書」に記載した財産の価額及び債務の金額をその区分ごとに合計した金額を記載した、「財産債務調書合計表」を添付する必要があります。

(3) 財産の価額

「財産債務調書」に記載する財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は「見積価額」によることとされており、国税庁から公表されたFAQには、「見積価額」の算定方法として、以下を含む例示がされています。

財産の種類	「見積価額」の算定方法
土地、建物	次のいずれかの方法により算定した価額 (i) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基礎となる固定資産税評価額(外国又は外国の地方公共団体の定める法令により、固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課されたその租税の計算の基となる課税標準額) (ii) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額 (iii) その年の翌年1月1日から「財産債務調書」の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額 (iv) 建物(業務の用に供する財産以外のもの)については、取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額
家庭用財産を含む「その他の動産」 (家具、自動車などの動産で業務の用に供する財産以外の動産)	取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額(取得価額が100万円未満の家庭用動産の「見積価額」は10万円未満とすることが可能。1個又は1組の価額が10万円未満の「その他の動産」については、「財産債務調書」への記載は不要。)
有価証券 (金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券)	次のいずれかの方法により算定した価額 (i) その年の12月31日における売買実例価額(これがない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額 (ii) (i)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から「財産債務調書」の提出期限までにその有価証券を譲渡した場合における譲渡価額 (iii) (i)及び(ii)がない場合には、次の価額 (a) 株式 その株式の発行法人のその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額 (b) 新株予約権 {「その年の12月31日における新株予約権の対象となる株式の価額(又は見積価額)」－「1株当たりの権利行使価額」}×「権利行使による取得することができる株式数」 (iv) (i)(ii)及び(iii)がない場合には、取得価額

外貨で表示されている財産の邦貨換算は、「財産債務調書」の提出義務者の取引金融機関(その財産が預金等で、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関)が公表するその年の12月31日における、対顧客直物電信買相場(TTB)によるものとされています。

(4) 債務の金額

「財産債務調書」に記載する債務の金額は、その年の12月31日における債務の現況に応じ、確実に認められる範囲の金額とされており、たとえば、借入金であれば、その年の12月31日における借入金の元本の額を記載することになります。

なお、外貨で表示されている債務の邦貨換算は、「財産債務調書」の提出義務者の取引金融機関(その債務が借入金等で、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関)が公表するその年の12月31日における、対顧客直物電信売相場(TTS)によるものとされています。

(5) 「国外財産調書」との関係

その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する永住者は、その年の翌年3月15日までに、「国外財産調書」をその者の納税地等の所轄税務署に提出することとされています。

この「国外財産調書」を提出する者に「財産債務調書」制度の適用がある場合には、「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項の記載を省略できることとされています。ただし、「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外財産調書に記載した国外財産のうち国外転出特例対象財産の価額の合計額」については、「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」に記載する必要があります。

なお、国外に存する債務については、「国外財産調書」の記載事項とはされていないので、「国外財産調書」を提出する場合であっても、「財産債務調書」への記載の省略はできません。

2. 過少申告加算税・無申告加算税の特例

納税者が過少申告をした場合又は申告すべき所得等を申告しなかった場合において、納税者による修正申告・期限後申告書の提出又は国税当局による更正・決定（以下、「修正申告等」という。）があったときは、原則として、修正申告等による納税額に対し下記の課税割合を乗じた過少申告加算税又は無申告加算税が課せられます。

加算税	修正申告等による納税額	課税割合
過少申告加算税	50万円又は期限内申告税額のいずれか多い金額を超える部分	15%
	上記以外	10%
無申告加算税	50万円を超える部分	20%
	上記以外	15%

「財産債務調書」の適正な提出を促すため、過少申告加算税及び無申告加算税について、「国外財産調書」制度に設けられている措置と同様の以下の特例（軽減措置又は加重措置）が適用されることとなります。

	軽減措置	加重措置
軽減措置・加重措置が適用される場合	<ul style="list-style-type: none"> 期限内に提出された「財産債務調書」に修正申告等の基因となる財産又は債務に係る記載がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 期限内に「財産債務調書」の提出がない場合 又は 期限内に提出された「財産債務調書」に修正申告等の基因となる財産又は債務に係る記載がない場合（重要な事項の記載が不十分である場合を含む）
措置の対象となる税額	<ul style="list-style-type: none"> 財産債務に係る所得税 財産に対する相続税 	<ul style="list-style-type: none"> 財産債務に係る所得税
措置の内容	過少申告加算税又は無申告加算税の課税割合が5%軽減される	過少申告加算税又は無申告加算税の課税割合が5%加重される

「財産債務調書」が期限後に提出された場合であっても、その提出が、財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税についての調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、上記の特例の適用上、その「財産債務調書」は期限内に提出されたものとみなされます。

なお、「財産債務調書」制度には、「国外財産調書」制度に設けられている未提出者等に対する罰則規定（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）は設けられておりません。

この特例は、2016年1月1日以後に提出すべき「財産債務調書」に係る財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税について適用されます。

【参考】

国税庁ホームページ

■ 財産債務調書の提出制度(FAQ)

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/zaisan_saimu/pdf/zaisan_faq.pdf

■ 財産債務調書(様式及び記載要領)

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/pdf/2708_01.pdf

■ 財産債務調書合計表

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/pdf/2708_03.pdf

【関連ニュースレター】

KPMG Japan tax newsletter

■ 国外転出時課税制度(出向税)の導入 (2015年4月20日発行)

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/japan-tax-newsletter/Pages/exit-tax-20150420.aspx>

■ 「国外財産調書」の提出制度 (2013年11月26日発行)

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/article/japan-tax-newsletter/Pages/overseas-assets-report-20131126J.aspx>

KPMG税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL:03-6229-8000

FAX:03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL:06-4708-5150

FAX:06-4706-3881

〒451-6030

愛知県名古屋市西区牛島町6-1

名古屋ルーセントタワー30F

TEL:052-569-5420

FAX:052-551-0580

www.kpmg.com/jp/tax
info-tax@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.